

報道資料

令和8年2月24日

報道機関各位

消防本部消防指令センター

「林野火災注意報」・「林野火災警報」の発令および解除に係る
報道について(依頼)

このことについて、林野火災の予防を目的とした「林野火災注意報」・「林野火災警報」の運用を3月1日から6月30日までの期間で行います。「林野火災注意報」・「林野火災警報」が発令された際は、火の使用に関する制限が設けられ、この制限に従わない場合には罰則が適用される場合があります。

発令または解除の際は、函館市ホームページや函館市ANSINメールなどにより周知を図りますが、火災等の災害が発生した際に消防本部消防指令センターから情報提供している報道機関の方々に対しましてもメールを送信しますので、市民への周知に関する報道について、ご協力をお願いします。

なお、「林野火災注意報」・「林野火災警報」の概要は下記のとおりです。

記

1 発令期間

3月1日から6月30日まで(毎年)

2 発令基準

(1) 林野火災注意報

次のアまたはイのいずれかの条件に該当し、林野火災の予防上注意を要すると認められる場合

ア 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、前30日間の合計降水量が30ミリメートル以下のとき

イ 前3日間の合計降水量が1ミリメートル以下であって、乾燥注意報が発表されたとき

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないことがあります。

(2) 林野火災警報

林野火災注意報の発令基準に加え、強風注意報が発表され、林野火災の予防上危険であると認められる場合

※当日に降水が見込まれる場合や積雪がある場合は、発令しないことがあります。

3 「林野火災注意報」・「林野火災警報」が発令された場合の規制

「林野火災注意報」が発令された場合は、対象区域において「火の使用の制限」に従うよう努めなければなりません。（努力義務）

「林野火災警報」が発令された場合は、対象区域において「火の使用の制限」に従わなければなりません。（罰則のある義務）

函館市火災予防条例第32条に規定により、次のとおり「火の使用の制限」がかかります。

- ① 林野、原野等において火入れをしないこと。

- ② 煙火を消費しないこと。
- ③ 屋外において火遊びまたはたき火をしないこと。
- ④ 屋外において引火性または爆発性の物品その他の可燃物の付近で喫煙をしないこと。
- ⑤ 山林，原野等の場所で，火災が発生するおそれが大であると認めて市長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- ⑥ 残火（たばこの吸いがらを含む。），取灰または火粉を始末すること。

4 「火の使用の制限」に従わなかった場合

林野火災注意報は，林野火災警報発令の前段階に位置付けられ，罰則の伴わない努力義務を課すものとなっています。

一方，林野火災警報は「火の使用の制限」に違反した者に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

5 対象区域

市内4か所の地域気象観測所における気象データに基づき，「林野火災注意報」・「林野火災警報」が発令されます。

発令時に火の使用の制限の対象となる区域は，地域気象観測所ごとに次のとおりです。

地域気象観測所 (所在地)	対 象 区 域
函 館 (函館市美原)	赤川町， 亀田大森町， 亀田中野町， 桔梗町， 陣川町， 陣川1丁目， 陣川2丁目， 神山町， 東山町， 水元町

<p>高 松 (函館市高松町)</p>	<p>函館山緑地, 入舟町, 船見町, 元町, 青柳町, 谷地頭町, 住吉町, 高丘町, 滝沢町, 見晴町, 鈴蘭丘町, 上湯川町, 銅山町, 旭岡町, 西旭岡町 1 丁目, 西旭岡町 2 丁目, 西旭岡町 3 丁目, 鱒川町, 寅沢町, 三森町, 紅葉山町, 庵原町, 亀尾町, 米原町, 東畑町, 鉄山町, 蛾眉野町, 瀬戸川町, 赤坂町, 中野町, 石倉町, 豊原町, 鶴野町, 白石町</p>
<p>戸井泊 (函館市泊町)</p>	<p>小安町, 小安山町, 釜谷町, 汐首町, 瀬田来町, 弁才町, 泊町, 館町, 浜町, 新二見町, 原木町, 丸山町, 日浦町, 吉畑町, 豊浦町, 大潤町, 中浜町, 女那川町, 川上町, 日和山町, 高岱町, 日ノ浜町, 古武井町, 恵山町, 柏野町, 御崎町</p>
<p>川 汲 (函館市川汲町)</p>	<p>恵山岬町, 元村町, 富浦町, 島泊町, 新恵山町, 絵紙山町, 新八幡町, 新浜町, 銚子町, 古部町, 木直町, 尾札部町, 川汲町, 安浦町, 臼尻町, 豊崎町, 大船町, 双見町, 岩戸町</p>

消防本部指令 1 課 齊藤

消防指令センター 吉田

電話 22-2126